人権侵害の解消に向けて

平成28年度、障害者差別解消・外国人差別解消・部落差別解消を目標として、3つの法律が世に出され、国・地方公共団体の責務や国民の役割等が明記されました。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。内容として「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供があります。

ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）に対して、不当な差別的言動は許されないことを宣言し、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、その解消に向けた取組を推進することが示されました。

部落差別解消推進法

部落差別の解消の推進に関する法律

初めて「部落差別」という言葉が法律に盛り込まれ、現在もなお部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

発行にあたって　この冊子は、市民のみなさまに人権について正しく理解していただくために作成しました。家庭や地域・職場などの話し合いや人権学習の資料として、ご活用願えれば幸いです。

著者紹介

臨床心理士 宮田 智基（みやた ともき）
公益財団法人 関西カウンセリングセンター
心の相談室　室長　専任講師

参考資料
平木 典子（ひらき のりこ）
「アサーション入門―自分も相手も大切にする自己表現法―」
講談社現代新書

相談窓口

- **みんなの人権110番**（全国共通人権相談ダイヤル）　TEL.0570−003−110
- **子どもの人権110番**　TEL.0120−007−110
- **女性の人権ホットライン**　TEL.0570−070−810
- **外国語人権相談ダイヤル**（英語・中国語・韓国語・フィリピノ語・ポルトガル語及びベトナム語）　TEL.0570−090−911
- **インターネット人権相談受付窓口**　http://www.jinken.go.jp/
- **神戸地方法務局 尼崎支局**（人権相談）　TEL.06−6482−7417
- **尼崎市 市民相談担当**（生活法律相談や人権相談）　TEL.06−6489−6400
- **尼崎市ダイバーシティ推進課**（じんけん何でも相談隊）　ama-jinkensoudan@city.amagasaki.hyogo.jp（メールで受付）

発　行　尼崎市教育委員会事務局 社会教育課　TEL.06−4950−0405

社会教育課では、幼稚園、小・中学校の保護者を中心とした自主学習グループによる定期的な人権学習を広げる活動を続けています。また、市内の自主学習グループから希望があれば、社会教育課に登録している人権教育指導者の派遣も行っています。

発行日：平成31年1月

アサーション Assertion

～自分を大切にし、相手も大切にする自己表現～

自分の気持ちを相手にうまく伝えられずに、困ったということはないでしょうか？
例えば、相手の顔色をうかがって、自分の思いを言えずに我慢したり、つい腹が立って相手に言い過ぎて、後悔してしまうことはないでしょうか？
自分の気持ちをうまく伝えるには、「アサーション」という表現方法があります。

アサーションとは？　「相手の気持ち」を大切にしながら、「自分の気持ち」も大切にして思いを伝える自己表現です。

「気持ちの伝え方」には、**大きく分けて3つのタイプ**があげられます。

1 気持ちの伝え方 3タイプ

あなたは、近所の**Aさん**から「ねぇ、最近、Bさん何か嫌じゃない？私たちの悪口も言っているらしいよ。**Bさんとはもうしゃべらないようにしましょうよ**。」と誘われました。
親しいAさんから言われたので断りにくいですが、人を無視するようなことはしたくありません。**あなたはどう答えますか？**

①「なんでそんな意地悪なことを言うの！？
そんなことを思ってたの！！」

②「・・・そうなの・・・
Aさんがそう言うなら、そうしましょうか・・・。」

③「Aさんがそう言うぐらいだから、何かあったのかな？私は、AさんともBさんとも仲良くしたいと思っているんだけど。」

あなたは、この3つの伝え方のうち、どのタイプに近いでしょうか？

市民啓発冊子
公式ホームページ